

日本糖尿病学会 会員の研究活動に係る倫理行動規範

この倫理行動規範は、日本糖尿病学会に所属する会員が研究活動において遵守すべき基準を定めるものである。

およそ研究とは、臨床研究・基礎研究を問わず、研究者の独自の構想・仮説に基づき、それを証明するための科学的な手段を用いた検証を適切に行い、成果を正しく公表して科学・医療の進歩に貢献すべきものである。上記のどの過程に瑕疵があっても科学的研究とは言えず、また甚だしい逸脱があった場合には本学会員の身分をはじめとする研究者の社会的地位がおびやかされる場合があることを銘記すべきである。このような事態を未然に防ぎ、正しい研究活動遂行のために遵守すべき規範を以下に挙げる。

I. 研究者としての責務

1. 研究者の基本的責任

研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有する。さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉に貢献する責任を有する。

2. 研究者の姿勢

研究者は、常に正直かつ誠実に判断し、医学研究の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、医学研究と社会の関係を広い視野から理解し、適切に行動する。

3. 社会的期待に応える研究

研究者は、社会が抱く真理の解明や課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究資金の使用にあたっては、社会的な期待の存在を常に自覚する。

4. 説明と公開

研究者は、自らの研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究の影響を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

II. 公正な研究

5. 研究活動

研究者は、自らの研究の立案から報告にいたる全ての過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じた功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

6. 研究対象などへの配慮

研究者は、研究協力者の人格、人権、福利を最大限尊重する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。

7. 他者との関係

研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正當に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。

III. 社会との関係

8. 社会との対話

研究者は、社会とのよりよい相互理解のために、市民との対話と交流に積極的に参加する。また、社会の課題の解決と福祉の実現を図るために、政策立案・決定者に対して政策形成に有効な科学的助言の提供に努める。その際、研究者の合意に基づく助言を目指し、意見の相違が存在する時にはこれを解り易く説明する。

9. 科学的助言

研究者は、公共の福祉に資することを目的として研究活動を行い、客観的で科学的な根拠に基づく公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策決定に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しない。また、科学的助言の質の確保に最大限努め、同時に科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

IV. 法令の遵守など

10. 法令・指針の遵守

研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、関連する法令、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守する。ヒトや動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重しなければならない。環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合にも法令等を遵守する。

11. 差別の排除

研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

12. 利益相反

研究者は、自らの研究活動に当たって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、公共性に配慮しつつ情報公開を実施し、適切なマネジメントを行うものとする。

附則

この規範は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

本規範の I から III は日本学術会議声明「科学者の行動規範-改訂版-」（平成 25 年 1 月 25 日）*を抜粋準用し、IV については主に国立国際医療研究センターの研究活動に係る行動規範を抜粋したものである。

*<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>